

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 4 月 28 日

申請者 氏名又は名称 株式会社ファンノバ

住所 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

代表者氏名 代表取締役 平松 圭一

電話番号 06-6344-0540

FAX番号 06-6344-0541

メールアドレス a.mio@fanova.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 4 月 28 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 フリーノバ
住 所 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
代表者氏名 代表取締役 平松 圭一

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 平松 圭一	
取締役 黒川 和善	
取締役 森川 悟	
取締役 高田 栄美	
取締役 藤本 勉	
監査役 野村 珠生	
事業の範囲	水道施設工事業、管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社ファノバ奈良営業所
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8244 住所 奈良市三条町487番地 電話番号 0742-20-0158 F AX番号 0742-20-0159 メールアドレス k.sakaguchi@fanova.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p style="text-align: center;">サカグチ コウヤ 坂口 恒也</p>	第270654号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 4 月 28 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	パイプソー	200SP（アサダ）	1	
	電子セーバーソー	CR13VBY2（日立工機）	1	
	パイプカッター	カットマン50 （レックス工業）	1	
管の加工用の 機械器具	やすり	114R（レックス工業）	2	
	パイプねじ切り器		1	
接合の機械器具	ハンマー		2	
	プライヤー		2	
	パイプトレンチ	MPW250	1	
	モンキースパナ		2	
	トーチランプ	RZ820S	1	
水圧テストポンプ		T50KP（協和）	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 4 月 28 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 スァノバ

住 所

大阪市北区梅田1丁目21番2-1200号

代表者氏名

代表取締役 平松 圭一



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市北区梅田一丁目2番2-1200号
株式会社ファノバ

会社法人等番号	1209-01-001235	
商号	株式会社タカダ	
	株式会社ファノバ	令和 2年 2月 1日変更 ----- 令和 2年 2月 3日登記
本店	大阪市北区梅田一丁目2番2-1200号	
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和44年11月4日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 測量業務、土木設計、施工、監理 2. 建築設計施工監理 3. 機械器具設計製作及び設置工事 4. 電気器具設計施工監理及び電気工事業 5. 機械器具、電気機器、焼却炉販売 6. 事業場の維持管理 7. 工場診断及び改善、工場管理指導 8. 不動産の鑑定業 9. 水道施設工事業 10. 清掃施設工事業 11. 水道事業にかかる採水・検針・収納業務 12. 水質、大気、及び土壌の調査、測定及び分析 13. 警備業 14. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業 15. 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業 16. 講演会・シンポジウムの企画立案及び実施 17. 有料職業紹介事業 18. 前各項に付関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	8万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万株 各種の株式の数 普通株式 3万株 議決権制限株式 1万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	

資本金の額	金3000万円		
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 7万株 議決権制限株式 1万株 議決権制限株式は、株主総会の決議事項の全部につき議決権を有しない。		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。		
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>佐々岡晃</u>	平成29年 5月22日重任 平成29年 6月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐々岡晃</u>	平成30年 5月28日重任 平成30年 6月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐々岡晃</u>	令和 1年 5月27日重任 令和 1年 6月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐々岡晃</u>	令和 2年 5月25日重任 令和 2年 6月 2日登記 令和 2年 9月30日辞任 令和 2年10月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>平松圭一</u>	平成29年 5月22日重任 平成29年 6月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>平松圭一</u>	平成30年 5月28日重任 平成30年 6月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>平松圭一</u>	令和 1年 5月27日重任 令和 1年 6月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>平松圭一</u>	令和 2年 5月25日重任 令和 2年 6月 2日登記

	取締役	<u>黒川和善</u>	平成29年 5月22日重任 平成29年 6月 6日登記
	取締役	<u>黒川和善</u>	平成30年 5月28日重任 平成30年 6月 4日登記
	取締役	<u>黒川和善</u>	令和 1年 5月27日重任 令和 1年 6月10日登記
	取締役	<u>黒川和善</u> 9	令和 2年 5月25日重任 令和 2年 6月 2日登記
	取締役	<u>森川悟</u>	平成29年 5月22日重任 平成29年 6月 6日登記
	取締役	<u>森川悟</u>	平成30年 5月28日重任 平成30年 6月 4日登記
	取締役	<u>森川悟</u>	令和 1年 5月27日重任 令和 1年 6月10日登記
	取締役	<u>森川悟</u> 9	令和 2年 5月25日重任 令和 2年 6月 2日登記
	取締役	<u>高田栄美</u>	平成29年 5月22日重任 平成29年 6月 6日登記
	取締役	<u>高田栄美</u>	平成30年 5月28日重任 平成30年 6月 4日登記
	取締役	<u>高田栄美</u>	令和 1年 5月27日重任 令和 1年 6月10日登記
	取締役	<u>高田栄美</u> 9	令和 2年 5月25日重任 令和 2年 6月 2日登記

	取締役 <u>藤 本 勉</u>	平成29年 5月22日重任 ----- 平成29年 6月 6日登記
	取締役 <u>藤 本 勉</u>	平成30年 5月28日重任 ----- 平成30年 6月 4日登記
	取締役 <u>藤 本 勉</u>	令和 1年 5月27日重任 ----- 令和 1年 6月10日登記
	取締役 <u>藤 本 勉</u> 〇	令和 2年 5月25日重任 ----- 令和 2年 6月 2日登記
	<u>大阪府枚方市香里ヶ丘五丁目2番地の13号</u> 代表取締役 <u>平 松 圭 一</u>	平成29年 5月22日重任 ----- 平成29年 6月 6日登記
	<u>大阪府枚方市香里ヶ丘五丁目2番地の13号</u> 代表取締役 <u>平 松 圭 一</u>	平成30年 5月28日重任 ----- 平成30年 6月 4日登記
	<u>大阪府枚方市香里ヶ丘五丁目2番地の13号</u> 代表取締役 <u>平 松 圭 一</u>	令和 1年 5月27日重任 ----- 令和 1年 6月10日登記
	<u>大阪府枚方市香里ヶ丘五丁目2番地の13号</u> 代表取締役 <u>平 松 圭 一</u>	令和 2年 5月25日重任 ----- 令和 2年 6月 2日登記
	監査役 <u>野 村 珠 生</u>	平成27年 5月22日就任 -----
	監査役 <u>野 村 珠 生</u> 〇	令和 1年 5月27日重任 ----- 令和 1年 6月10日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	
支 店	1 <u>福岡県大野城市東大利三丁目16番3号</u>	令和 1年 5月 1日移転 ----- 令和 1年 5月 7日登記
	<u>福岡県大野城市東大利三丁目16番21号</u>	

大阪市北区梅田一丁目2番2-1200号
株式会社ファノバ

	2 名古屋市中村区椿町1番16号
	3 東京都千代田区神田佐久間町三丁目37番3
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する 事項	平成28年8月2日大阪府茨木市桑田町9番18号から本店移転 平成28年 8月 4日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 3年 4月19日

大阪法務局
登記官

岩 井 宏 之



定 款

第 1 章 総 則

(称 号)

第 1 条 当社は株式会社ファノバと称する

(目 的)

第 2 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする

1. 測量業務、土木設計、施行、監理
2. 建築設計施工監理
3. 機械器具設計製作及び設置工事
4. 電気器具設計施工監理及び電気工事業
5. 機械器具、電気機器、焼却炉販売
6. 事業場の維持管理
7. 工場診断及び改善、工場管理指導
8. 不動産の鑑定業
9. 水道施設工事業
10. 清掃施設工事業
11. 水道事業にかかる採水・検針・収納業務
12. 水質、大気、及び土壌の調査、測定及び分析
13. 警備業
14. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
15. 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
16. 講演会・シンポジウムの企画立案及び実施
17. 有料職業紹介事業
18. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本 店)

第 3 条 当社は本店を大阪府大阪市に置く

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は官報に掲載する

第 2 章 株 式

(発行する株式総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、80000株とする

(額面株式の1株の金額)

第 6 条 削除

(株券の種類)

第 7 条 当社の発行する株式は総べて記名式とし、その株券の種類は1株券、10株券、50株券、100株券、500株券の5種類とする

(株式譲渡の制限規定及び名義書換)

第 8 条 1. 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する

2. 株式の名義書換を請求する者は当社の所定の請求書に記名捺印し、下記の何れかの書類を添えて会社に差出さなければならない

1. 譲渡の場合は株券
2. 譲渡以外の事由による場合は株券及びその事由を証明する書類

(株式の登録)

第 9 条 株主が下記の請求をするときは当社の所定請求書に当事者記名捺印し株券を添えて会社に提出しなければならない

1. 質権の登録又はその抹消
2. 信託財産の記載表示又はその抹消

(株券の再交付)

- 第 10 条 株券の喪失により再交付を請求するものは所定の請求書に記名捺印し、除権判決の正本又は謄本を添えて会社に提出するものとする
株券の汚損破損又は種類変更によりその再交付を請求する者は所定の書面に株券を添えて当会社に提出するものとする
但し、株券の真偽を判明しがたいときは前項による

(手数料)

- 第 11 条 株券の名義書換質権の設定移転の登録又はその抹消信託財産の記載を表示又はその抹消及び株券の再交付については取締役会の定める手数料を徴収する

(株主の住所氏名印鑑届)

- 第 12 条 株主及び登録質権者又はその法定代理人若しくは代表者は所定の様式により、住所氏名及びその印鑑を当会社に届出するものとする
2. 前項に変更を生じたるときも同様とする

(株主名簿閉鎖基準日)

- 第 13 条 株主名簿の記載の変更は決算日の翌日から定時株主総会終結に至るまでこれを停止する
但し、その停止は2ヶ月内に限る
2. 前項の外必要ある場合は法定の場合に限り予め公告を行い、株主名簿の記載の変更を停止し又は基準日を定めることができる

(株式取扱規則)

- 第 14 条 株式の取扱に関する細部規則は取締役会の定めるところによる

第 3 章 株 主 総 会

(召 集)

- 第 15 条 当会社の定時総会は毎営業年度の末日より2ヶ月以内にこれを召集し臨時総会は随時必要に応じてこれを召集する
株主総会は法令に別段の定めある場合を除く外、取締役会の決議に基づき社長たる代表取締役がこれを招集する

(議 長)

- 第 16 条 株主総会の議長は社長たる代表取締役がこれに任じ、社長事故あるときは取締役会の決議により予め定めた順序により他の取締役がこれに任ずる

(普通法義の要件)

- 第 17 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除く外、出席株主の議決権の過半数によってこれを決する

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は他の者に委任してその議決権を行使することができる
この場合は代理権を証する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない

第 4 章 役 員

(員 数)

- 第 19 条 当会社に下記の役員を置く
取 締 役 3名以上
監 査 役 1名以上
但し欠員を生じた場合においても法定数を欠かない限り次の定時総会まで補欠選を行わないことができる

(取締役及び監査役の選任)

- 第 20 条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する
2. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらない

(取締役及び監査役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする
補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする

2. 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする
任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする

(役付取締役)

第 22 条 取締役会の決議を以て会長及び社長1名を置き、専務取締役と常務取締役若干名を置くことができる
(職務)

第 23 条 社長は会社の業務を総理し、会長は社長の諮問に応じ、専務及び常務取締役は社長を補佐して各所管業務を掌理する

(報酬)

第 24 条 取締役及び監査役の報酬は株主総会に於いてこれを定める

第 5 章 取締役会

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会を招集するには各取締役及び各監査役に対し会日の3日前に通知を発するものとする
但し取締役及び監査役全員の同意があるときは召集手続を省略して会議を開くことができる

(取締役会議長)

第 26 条 取締役会は社長これを招集しその議長となる
社長に事故あるときは他の取締役がその職務を行う

(取締役会決議)

第 27 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席してその出席者の過半数で決する

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関しては本定款の外、取締役会に於いて定める規則による

第 6 章 計 算

(営業年度)

第 29 条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(利益処分)

第 30 条 毎期の純損益金はこれに前期繰越金を加減して利益となるときは下記の如く処分する

- | | | |
|----|-------|-----------------------|
| 1. | 利益準備金 | 金銭に依る利益の配当額の100分の10以上 |
| 1. | 納税準備金 | 若 干 |
| 1. | 別途積立金 | 若 干 |
| 1. | 役員賞与金 | 若 干 |
| 1. | 株主配当金 | 若 干 |
| 1. | 後期繰越金 | 若 干 |

前項の外、任意積立金として処分することができる

(配当金支払)

第 31 条 株主配当金は毎決算期に於ける株主名簿の記載によって配当する

株主配当金はその支払が提供され受領遅延の日から満3年以内に受領無きときは当会社はその支払義務を免れる

支払配当金に対して利息を付けない

第 7 章 附 則

第 32 条 (改 訂)

平成22年 5月27日 一部改訂 (第21条、取締役及び監査役の任期)

平成28年 8月 2日 一部改訂 (第3条、本店)

令和 元年10月28日 一部改訂 (第1条、称号)

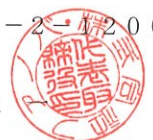
原本の通りであることを証明します

令和3年5月6日

大阪府大阪北区梅田1-2-200

株式会社 ファノバ

代表取締役 平松 圭



第二七〇六五四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

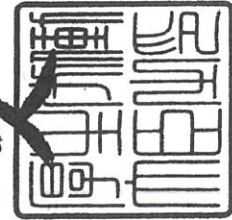
氏名 坂口 恒也

昭和五十五年七月十九日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久



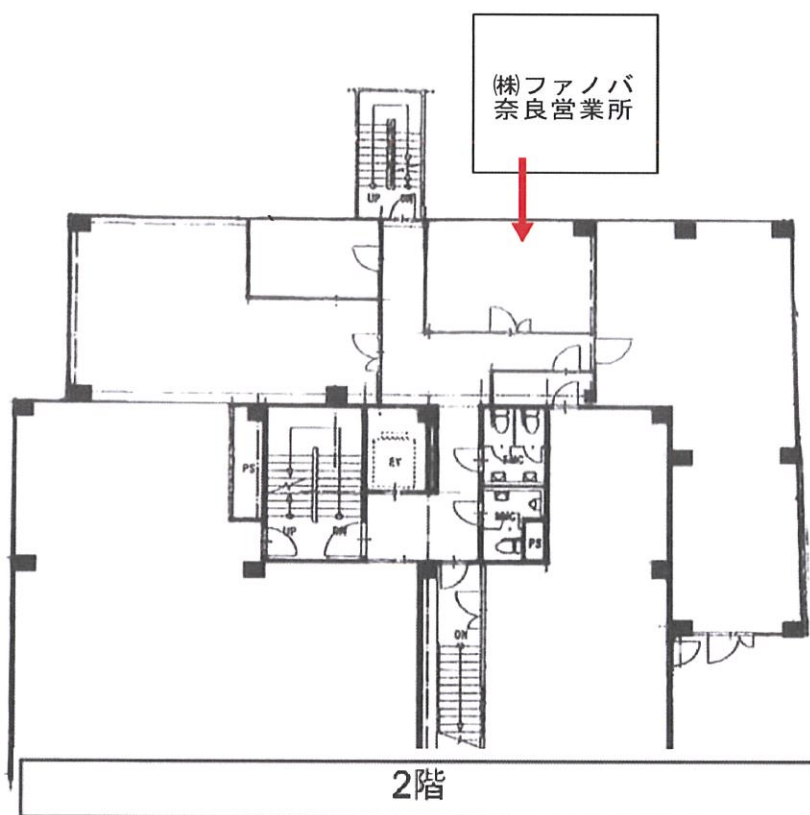
事務所等位置図

商号又は名称	株式会社 ファノバ 奈良営業所
<p>The map displays the location of the company office in Nara. A red pin indicates the office at 487 Sanjo-cho, Nara City, Nara Prefecture (〒630-8244). The map shows the surrounding area, including the JR Nara Station, various commercial buildings, and local landmarks. A callout box points to the office location with the text '奈良営業所'.</p>	

事業所等見取図

商号又は名称

株式会社 ファノバ 奈良営業所



事業所写真(外観)

商号又は名称

株式会社 ファノバ 奈良営業所

【外観】

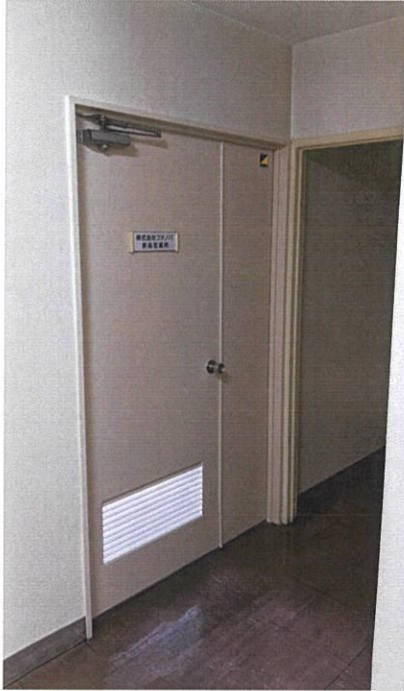


事業所写真(室内)

商号又は名称

株式会社 ファノバ 奈良営業所

【室内】



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 4 月 28 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社 ファンノバ
 住所 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリンマリヤク ヒラマツ ケイチ 代表取締役 平松 圭
 電話番号 06-6344-0540
 FAX番号 06-6344-0541
 メールアドレス a.mio@fanova.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

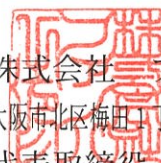
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和3年4月28日

届出者

氏名又は名称 株式会社 ファノバ
住 所 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
代表者氏名 代表取締役 平松 圭一



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ファノバ 奈良営業所	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
坂口 恒也	第270654号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二七〇六五四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 坂口 恒也

昭和五十五年七月十九日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲一

